

聖ヨゼフホーム

(特定施設入居者生活介護等)

重要事項説明書

社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム

# 聖ヨゼフホーム 重要事項説明書

(特定施設入居者生活介護等)

- 1 一般型指定特定施設入居者生活介護事業所が、提供するサービスについての相談窓口
- 電 話 0745-67-2015
- 担当窓口 福井 修平 (施設長)
- 米田 良三 (養護施設部長)
- 川野 舞 (特定施設部長・主任生活相談員)

## 2 法人(事業者)の概要

法人の名称	社会福祉法人 カトリック聖ヨゼフホーム		
代表者役職・氏名	理事長 清富 洋三		
事業所の種類	指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護		
所在地・連絡先	〒631-0806 奈良県奈良市朱雀4丁目3番地10		
	電話番号	0742-71-7733	F A X 0742-71-6272

## 3 法人の理念(大切にしていること)

- お一人おひとりをかけがえのない“人”として敬い、その方が生きがいをもって安心して生活できるように支援する
- 心身に障がいがあっても日常生活を送ることが困難な方や家族との同居が続けられない方などを受け入れ、支援する
- カトリックの“隣人愛”の精神に基づき、社会福祉法人として地域社会に貢献する

## 4 養護老人ホーム(事業所)の概要

事業所の名称	聖ヨゼフ・ホーム		
所在地	〒639-2251 奈良県御所市大字戸毛54番地6		
	電話番号	0745-67-2015	F A X 0745-67-2002
定員	50名		
事業所番号	2970800039		
管理者職・氏名	総合施設長 平岡 毅 (養護老人ホーム 総合施設長)		

## 5 養護老人ホーム 聖ヨゼフホームの支援方針

『ひとりひとりをかけがえのない“個”として敬い、

大切にするという心でもって、丁寧に関わり尽くすこと!』

## 6 事業の目的及び運営方針

### (1) 目的

社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホームが設置運営又は経営する特定施設入居者生活介護 聖ヨゼフホーム（以下「事業所」という。）は、介護保険法（平成12年法律第123号）に規定する、指定居宅サービスの事業にかかる設備及び運営に関する基準により、指定特定入居者生活介護・指定介護予防特定入居者生活介護の事業が、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定特定入居者生活介護及び指定介護予防特定入居者生活介護のサービス（以下「特定施設サービス」という。）を提供することを目的とします。

### (2) 運営方針

事業所の職員は、指定特定入居者生活介護・指定介護予防特定入居者生活介護の提供にあたって、事業所内の計画作成担当者が作成する特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

また、養護老人ホーム基本方針である、「社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。」ということに十二分に留意し、生活支援及び介護を遂行することとする。

## 7 サービスの内容

### (1) 基本サービス

#### ① 特定施設サービス計画の作成

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で特定施設サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

#### ② 利用者の安否の確認

施設の職員により、利用者の日常の心身の状況、生活状況に気配りいたします。

#### ③ 生活相談等

生活相談員をはじめ介護職員等が、日常生活に関することなどのご相談に応じます。

### (2) サービスの提供

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、サービスを提供します。

### (3) 設備の使用、手続き及び介護サービス等

設備の使用、手続き及び介護サービス等については、入居に関する契約書の規程によるところとしますが、以下の事項についてもご参照ください。

#### ① 居室

当施設の居室（1人居室55室）使用に関しましては、原則的には居室移動はありませんが、入所後の心身の状況等により必要に応じて居室を変更することがあります。

#### ○居室移動に関する事項

(ア) 利用者は、原則として入所時に指定された居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動できる場合があります。

- 一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき
- 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
- 三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
- 四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき

(イ) 施設の管理者は、特定施設サービスの提供に著しい支障があると認める場合、利用者の同意を得て居室を移動させることができます。

(ウ) 居室の移動を希望する利用者は、その理由を職員に申し出てください。

施設は、申し出を受けた時はその適否を利用者に通知します。

(エ) 施設が利用者の居室を移動させる場合は、利用者の同意を得ます。

(オ) 居室移動した利用者は、移動する前に使用していた個室を入居前の現状に復して下さい。また、その費用は利用者の負担とします。

#### ② 食 事

朝食 8：00～

昼食 12：00～

夕食 17：30～

- ・基本的な食事時間は上記のとおり。但し、利用者のご希望や心身の状態に応じて変則的な対応も行います。
- ・食事は、管理栄養士が利用者の病態、摂取状況等に合わせて献立を作成し、外部委託給食事業者の調理職員が調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行うことがあります。
- ・食事介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

#### ③ 入 浴

入浴介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

#### ④ その他の介護

その他、日常生活上の更衣、排泄、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添

い等の介護は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

#### ⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持または向上を日頃の生活の中で実施しますが、必要に応じて特定施設サービス計画に沿って機能訓練指導員が対応します。まずは職員へご相談ください。

#### ⑥ 健康管理

ご利用開始後、健康状態を把握するため、協力病院の嘱託医による診察を受けていただきます。また、原則月1回以上施設内の医務室にて協力病院の嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。なお、嘱託医以外への外来は原則として、ご家族等に実施していただきます。（介添えが必要な場合にはご相談ください。遠方の場合には費用がかかる場合があります。）

### (4) その他のサービス

#### ① 理美容

施設内での理美容の機会を設けておりますので、ご希望の方はお申し出ください。但し、ボランティアによります理容（無料）若しくは実費負担での美容となります。

#### ② 所持品の管理

持ち込みできるお荷物は、原則的に居室の収納スペースとなります。なお、貴重品については自己若しくはご家族等での管理にてお願い致します。

#### ③ レクリエーション

年間を通じて利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途実費相当分の参加費等がかかる場合もあります。

#### ④ お買物支援

月に1回、施設の自動車にて近隣商店へのお買物支援を行っています。自ら出向くほか、物品購入の代行支援も行っています。ご希望の場合は職員へご相談ください。

## 8 その他

### (1) 従業員研修

- ① 採用時（後）研修 社会福祉の使命、法人理念、介護技術全体について学ぶ。
- ② 定期研修 施設内研修 年10回以上
- ③ 習熟研修 奈良県（近畿、全国）老人福祉施設協議会の開催する施設外研修
- ④ キャリアアップ研修 より専門性の高い介護技術を取得する研修

### (2) 地域との連携

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### (3) 生産性の向上

厚生労働省が定める「生産性ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築を図り、現場課題の見える化に努めます。又、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化、協同化を通じた職場環境の改善に向

けた取り組みの実施に努めます。

## 9 当施設の設備の概要

敷地		17307.17 m <sup>2</sup>	食堂	1ヶ所	143.64 m <sup>2</sup>
建物	構造	木造1階建・準耐火構造	多目的ホール	1ヶ所	88.00 m <sup>2</sup>
			機能訓練室	1ヶ所	30.26 m <sup>2</sup>
居室	個室(55室)	11.73 m <sup>2</sup>	相談室(面談室)	1ヶ所	25.94 m <sup>2</sup>
			トイレ ※共同9ヶ所、居室は18ヶ所 完備		
談話室 (コーナー)	14ヶ所	28.22~143.64 m <sup>2</sup>	一時介護室 (静養室兼用)	1ヶ所	5.88 m <sup>2</sup>
浴室	1ヶ所その他、 個浴2ヶ所	35.06 m <sup>2</sup>	静養室	1ヶ所	5.88 m <sup>2</sup>
			医務室	1ヶ所	26.29 m <sup>2</sup>
洗濯室	1ヶ所	30.00 m <sup>2</sup>	喫煙室	1ヶ所	5.42 m <sup>2</sup>
職員室	1ヶ所	9.53 m <sup>2</sup>	世代間交流	1ヶ所	86.64 m <sup>2</sup>

### 10 職員配置状況

#### (1) 管理者 1人(常勤兼務：養護老人ホーム施設長)

管理者は、事業所の職員管理及び事業の利用に係る調整、業務の実施状況の把握、その他について一元的に統括管理します。

#### (2) 生活相談員 2人

(常勤兼務：養護老人ホーム主任支援員、及び他職種と兼務)

利用者及び家族への生活相談、必要に応じた助言指導等を行います。

#### (3) 計画作成担当者(介護支援専門員) 1人以上(常勤兼務：生活相談員)

特定施設サービス計画の作成、モニタリング等を行います。

#### (4) 看護職員 1人以上(常勤兼務：養護老人ホーム看護職員)

利用者の日常の健康管理及び必要な処置、看護を行います。

#### (5) 介護職員 9人以上(常勤兼務：養護老人ホーム支援員等)

利用者の自立支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行います。

「看護職員又は介護職員の合計数」は、要介護者3人につき1人、要支援者の利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者数をもとに、3人又はその端数を増すごとに1人以上の配置とします。

※要支援、要介護者：看介護職員＝3：1ということになります。

#### (6) 機能訓練指導員 1以上(非常勤専従)

利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

## 1 1 料 金

### (1) 保険が適用される基本料金

1日あたりの料金		保険 10割	負担 1割
特定施設入所者生活介護 (1日につき)	要支援 1 (183 単位)	1,830 円	183 円
	要支援 2 (313 単位)	3,130 円	313 円
	要介護 1 (542 単位)	5,420 円	542 円
	要介護 2 (609 単位)	6,090 円	609 円
	要介護 3 (679 単位)	6,790 円	679 円
	要介護 4 (744 単位)	7,440 円	744 円
	要介護 5 (813 単位)	8,130 円	813 円
夜間看護体制加算	1日につき (9 単位)	90 円	9 円
協力医療機関連携加算	1月につき (100 単位)	1000 円	100 円
生産性向上推進体制加算	1月につき (10 単位)	100 円	10 円
高齢者施設等感染対策向上加算	1月につき (10 単位)	100 円	10 円
入居継続支援加算	1日につき (36 単位)	360 円	36 円
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数にサービス加算率を乗じた単位数		

※介護サービス費負担割合に応じた費用負担をお願いします。

### (4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単 位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
入居継続支援加算 (I)	36	376 円	38 円	76 円	113 円	1日につき
ADL 維持等加算 (I)	30	313 円	32 円	63 円	94 円	
ADL 維持等加算 (II)	60	627 円	63 円	126 円	189 円	
夜間看護体制加算 (II)	9	94 円	10 円	19 円	29 円	1日につき
若年性認知症入居者受入加算	120	1,254 円	126 円	251 円	377 円	1日につき
協力医療機関連携加算	100	1,045 円	105 円	209 円	314 円	1月につき
協力医療機関連携加算	40	418 円	42 円	84 円	126 円	1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算	20	209 円	21 円	42 円	63 円	1回につき
科学的介護推進体制加算	40	418 円	42 円	84 円	126 円	1月につき
退院・退所時連携加算	30	313 円	32 円	63 円	94 円	1日につき
退居時情報提供加算	250	2,612 円	262 円	523 円	784 円	
看取り介護加算 (I)	72	752 円	76 円	151 円	226 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以下

看取り介護加算(Ⅰ)	144	1,504 円	151 円	301 円	452 円	死亡日以前4日以上30日以下
	680	7,106 円	711 円	1,422 円	2,132 円	死亡日の前日及び前々日
	1,280	13,376 円	1,338 円	2,676 円	4,013 円	死亡日
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	104 円	11 円	21 円	32 円	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	52 円	6 円	11 円	16 円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,045 円	105 円	209 円	314 円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	104 円	11 円	21 円	32 円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	229 円	23 円	46 円	69 円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	188 円	19 円	38 円	57 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	62 円	7 円	13 円	19 円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅴ1～14) 【※各事業所で該当区分を記載してください】	所定単位数[※]の ○/1000	左記の単位数×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	1日につき ・1月につき ・[※所定単位数] 基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

- ※ 入居継続支援加算は、利用者や職員の割合について厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出ている場合に算定します。
- ※ ADL 維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。
- ※ 夜間看護体制加算は、看護に係る責任者を常勤 1 名以上配置し、利用者に対して 24 時間連絡できる体制と必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。尚、要支援 1 若しくは、要支援 2 の方は加算対象外となります。
- ※ 若年性認知症入居者受入加算は、若年性認知症（40 歳から 64 歳まで）の利用者を対象に指定特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を特定施設入居者生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ 退院・退所時連携加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から当施設に入居した場合に、入居した日から 30 日以内の期間について算定します。
- ※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者

又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

- ※ 高齢者施設等感染対策向上加算は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している場合に算定します。協力医療機関とも年に1回以上の定期的な研修を実施し、その結果を職員に周知徹底します。
- ※ 生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。

※今後、介護報酬改定等がある場合は、料金が変わることもあり得ます。

※聖ヨセフホーム所在地の地域区分は、1単位=10.14（円）であります。従いまして、上記基本料金にそれぞれ 10.14 を乗じた金額となります。

## (2) その他自己負担となるもの（保険対象外の費用で全額利用者負担となるもの）

### ① 個別的な選択による介護サービス利用料

- ・ 個別的な外出介助に要する費用（実費）

I 利用者の特別な希望により個別に行われる買物・旅行等の外出介助

II 特定施設が定めた協力病院等以外の通院又は入退院の際の外出介助

- ・ 個別的な買物等の代行（実費）

利用者の特別な希望により当該施設が想定している範囲の店舗以外の店舗に係る買物等の代行に要する費用

- ・ 標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助（実費）

### ② その他 実費

ア 特別な介護費用

◎（おむつ代）※施設提供品以外にて、個別に対応を要する分に関して。

イ 理美容代（理美容事業者へ直接お支払いください。）

ウ 記録等の複写物に関する費用

サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1複写につき10円です。

## (3) 費用徴収額について

費用徴収額⇒前年度の個人の収入（公的年金等）から必要経費（医療費・社会保険料等）を差し引いた金額にて階層表に当てはめ算出した額。

補足) 費用徴収金は、毎年3月から4月に各福祉事務所よりの求めに応じて当施設より収入の申告をし、6月に決定後7月より一年間同金額を毎月個人が、各福祉事務所に支払っております。

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1階層	100%	27階層	76%	33階層	62%
2～22階層	99%	28階層	71%	34階層	57%
23階層	95%	29階層	66%	35階層	54%
24階層	91%	30階層	65%	36階層	51%
25階層	86%	31階層	64%	37階層	48%
26階層	81%	32階層	63%	38階層	45%

※養護老人ホーム入所者のうち、介護保険サービスを利用した者に対し、本人が支払うべき介護保険サービスの利用者負担月額として必要とされる額に、費用徴収基準に定める階層区分に応じて、上記に定める割合を乗じた額を各福祉事務所が加算額として負担するということとなります。

#### (4) 介護保険制度に伴う利用料等のお支払方法

利用料は、当月請求額を毎翌月末日までに行います。その際は、養護老人ホーム費用徴収金同様、事務職員にて利用者名義の銀行口座（口座がない場合には新規に開設していただきます。）より現金払出し又は銀行振替にてお支払いいただきます。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）

- 1.2 本重要事項説明書第1項「一般型指定特定施設入居者生活介護事業所が、提供するサービスについての相談窓口」以外のサービス内容に関する相談・苦情機関等事業者以外に、苦情解決第三者委員（食堂前廊下に氏名、住所を掲示してあります）、市町村の相談・苦情窓口等に相談内容等を伝えることができます。

- ・御所市役所福祉部高齢対策課 電話 0745-62-3001（代）
- ・奈良県国民健康保険団体連合会 電話：0744-29-8311

※当事者間の話し合いでは解決できなかった場合には、奈良県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会」に申し立てることができます。

#### 1.3 秘密保持・高齢者権利擁護

- ①秘密保持について、個人情報保護法及び当法人の諸規定に基づき、本施設及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を漏らしません。
- ②本施設は、万が一の事態が発生し個人情報の提示、提供する場合、必要な機関に対し、利用者及び利用者の家族又は身元引受人に使用目的等を説明し、文書により同意を得ます。
- ③高齢者虐待の発生や再発を防止する為の措置を講じると共に、職員のハラスメント等のストレス対策に関する研修や、ご本人やご家族に加え、職員に相談窓口の明確化を図り、高齢者虐待に向けての施策の充実化を図ります。

#### 1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。
--------	------------------------

避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画にのっとり、年2回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	SP自家発電機	1カ所
			非常口	25カ所
	自動火災報知機	あり	誘導灯	46カ所
消火器	11個	※AED（自動体外式除細動器）	1カ所	

#### 1.5 緊急時等における対応方法

入所中に病状の急変があった場合は、速やかに利用者の主治医、当事業所の協力医療機関、緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡します。なお、養護老人ホームの入所時の内容から変更がある場合はお申し出ください。

#### 1.6 協力医療機関

医療機関	嘱託医院	榎本医院	御所市大字戸毛 1130 番地
	総合病院	御所済生会病院	御所市大字三室 20 番地
	歯科	永長歯科診療所	御所市大字戸毛 47 番地 1

※受診時の付き添いは、施設の方では原則致しません。

但しご本人の環境（人、物全て）によっては、施設の方でも対応させていただきます。また、場合によりご家族様等にお問い合わせの事があります。ご協力のほど宜しくお願い致します。

□施設の方にて対応する場合

例) ・自身での受診（身体的、精神的等）が困難な場合。

- ・家族等がない、もしくは対応が困難な場合。
- ・経済的に移動手段（一般、介護タクシー）が困難な場合。 などなど

#### 1.7 一時介護室の利用条件・手続き

入居者の心身の状態または感染症等に起因する事由等により、自居室にて生活することが困難、またはご本人にとって好ましくないと判断される場合に限り、医務室内に設置された一時介護ベッドにて対応を行います（無料）。

なお、原則、病中病後の療養管理は居室にて行います。

#### 1.8 施設利用にあたっての留意事項

来訪(面会等)	面会時間 9:00～20:00 緊急時などはこの限りではありません。
---------	---------------------------------------

外出・外泊	外出・外泊の際には、届け出書に行き先と食事の要無、帰宅日時を記載して下さい。
居室・設備・器具の使用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
入浴	一般浴（月・水・金） 18：15～20：30 ※男女入替制 介助、介護浴（月・金） 9：30～16：00 ※男女入替制
喫煙	決められた場所以外での、喫煙はご遠慮下さい。 ※特に、居室での喫煙は厳禁であります。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為は、ご遠慮下さい。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないで下さい。
所持品の管理	所持金品は、自己の責任で管理して下さい。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は禁止します。

## 1.9 事故発生時の対応

- 1 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
- 4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

## 2.0 施設入居・利用契約

### (1) 施設入居

各自治体の措置決定によって入所が認められ、かつ、要支援・要介護状態にある場合に限り、特定施設サービスを利用することができます。よって、心身の機能が改善され自立となった場合や措置が廃止された場合には契約は解除されます。

### (2) 利用契約

施設の運営については、利用者と事業者との間で結ばれた「聖ヨゼフホーム 特定施設入居者生活介護 利用契約書」に従います。

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 奈良県御所市大字戸毛54番地6  
施設名 特定施設入所者生活介護 聖ヨゼフホーム  
(事業所番号2970800039)  
代表者 理事長 清富 洋三

説明者 職 名 (主任)生活相談員兼計画作成担当者  
氏 名 川野 舞

私は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

\*令和3年度介護報酬及び基準改定等に伴う文書簡略化等に鑑み、記名（印字又はゴム印）の場合のみ要押印とし、署名の場合押印省略とする。

利用者 住 所 奈良県御所市大字戸毛54番地6  
氏 名

身元引受人 住 所  
(記載は任意) 氏 名

代理人 住 所  
(選任した場合) 氏 名

令和6年4月1日改定

